

(例規21)

陸幕補第325号

令和4年3月30日

改正

令和5年3月31日陸幕補1621号

陸上総隊司令官
各方面総監 殿
各部隊長
各機関の長

陸上幕僚長
(公印省略)

調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職替え等について(通達)

標記について、令和4年4月1日から下記のとおり実施されたい。
なお、陸幕補第315号(2.3.18)は、廃止する。

記

1 趣 旨

契約業務等における業者との不適切な関係の排除及び会計支出業務等において日常の金銭の取扱いから生じる不正の防止を図るため、調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職替え等について示すものである。

2 用語の定義及び解説

- (1) この通達において「各部隊等」とは、陸上幕僚監部並びに陸上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関をいう。
- (2) この通達において「調達等関係職員」とは、次に掲げる調達等関係業務(有償援助による調達に係る業務を除く)を恒常的又は継続的に行っている職員をいう。
 - ア 調達要求書の作成(当該要求のための仕様書の作成を含む。)
 - イ 業者の資格審査及び登録
 - ウ 予定価格の作成
 - エ 原価監査

オ 契約相手方の選定及び契約の締結

カ 監督及び検査

キ 代金の支払

ク 調達等関係書類の保全管理

ケ 補給、整備、調達、技術を所掌する部課等の業務でアからキに密接に関係する業務

(3) 前号の「調達等関係業務」の範囲は、次に掲げる考え方にに基づき判断する。

ア 「恒常的又は継続的」とは、年に2回以上同一業者に対する契約、検査等を行う場合をいう。ただし、年1回の契約等でも、同一業者に対し毎年定期的に行われているような場合は、これに含む。

イ 前号アからオの業務については、調達要求書の作成や契約業務に付随する予定価格の作成等を通じ、特定の業者との接触が想定される業務区分ごとに恒常的又は継続的に従事する者を基準として判断する。

ウ 前号カの業務については、監督官及び検査官に指定された者を示す。ただし、休日における糧食品の納入に際し、複数の者が指名され監督又は検査業務に交替で従事する場合は、これに含まない。

エ 前号キの業務については、官署支出官、資金前渡官吏、分任資金前渡官吏、支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官及びそれぞれの補助者に指定された者を示す。

オ 前号クの業務については、経理上の帳簿書類及び業者との契約に係る書類の保全管理業務に従事する者を示す。

なお、本業務に従事する非常勤職員は、これに含まない。

(4) この通達において「補助金等関係職員」とは、次に掲げる補助金等関係業務を恒常的又は継続的に行っている職員をいう。

ア 補助金の交付に関する業務

イ 自衛隊又は駐留軍の行為に係る損失の補償又は損害の賠償に関する業務

ウ ア又はイに関する業務

(5) この通達において「同一職務」とは、職員が現に就いている職務と同じ内容の職務及び実質的に同一と認められる職務をいい、その範囲は、次に掲げる考え方にに基づき判断する。

ア 同一職務とは、従前行っていた業務に、他の職員が従事しているか否かを基準として判断する。すなわち、従前行っていた業務に、他の職員が従事することにより、前任者が行っていた業務に関し点検機能が働くことを基準とする。

イ 次の場合は、アの基準を満たさず、同一職務に従事しているものとする。

(ア) 職員が、職名が異なる配置に就いた場合においても、従前行っていた業務に、引き続き当該職員が従事する場合

(イ) 職員が、当該職員が就いていた配置を指導監督する立場に異動する場合

(6) この通達において「補職替え等」とは、事務官等にあつては昇任、降任、転任又は併任させることをいい、自衛官にあつては補職替え及び配置替え（補職の変更を伴わない職務の変更）をいう。

- (7) この通達において「補職権者等」とは、事務官等にあつては隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第2条第2項に規定する任免権者をいい、自衛官にあつては同条第3項に規定する補職権者及び配置替えについて権限を有する者をいう。

3 補職替え等の基準

- (1) 補職権者等は、調達等関係職員及び補助金等関係職員（以下「調達・補助金等関係職員」という。）の現補職等の日から起算して3年を超える日までに同一職務以外の職等に補職替え等を行うものとする。
- (2) 補職権者等は、それぞれの調達・補助金等関係職員の補職替え等を計画的に行うものとし、このため、後任者の養成その他必要な措置を講ずる。
- (3) 第1号の規定にかかわらず、補職権者等は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該職員の補職替え等を行う時期を延期することができる。この場合においても、できる限り早い時期に当該職員の補職替え等を行うよう努める。
- ア 職員が特殊技術者等であつて、後任者を得ることが困難な場合
- イ 長期にわたる契約を同一の職員に処理させる必要性があるため、途中で当該職員の補職替え等を行うことが著しく困難な場合
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、職員の補職替え等を行うことができない真にやむを得ない事情がある場合
- なお、「真にやむを得ない事情」とは、当該職員の補職替え等が可能な空きポストの状況、家庭事情等の事情を総合的に勘案して判断する。

4 同一職務に3年以上在職する調達・補助金等関係職員に係る報告等

- (1) 陸上総隊司令官、各方面総監、各部隊長（陸上幕僚監部にあつては人事教育部長。以下同じ。）及び各機関の長は、防衛大臣が補職又は承認する職に補職されている調達・補助金等関係職員であつて前項第3号の規定により3年を超えて同一職務に従事せざるを得ない者について、判明次第別紙第1により名簿を作成し、順序を経て陸上幕僚長に報告するものとする。
- (2) 陸上総隊司令官、各方面総監、各部隊長及び各機関の長は、同一職務に3年以上在職する調達・補助金等関係職員の名簿及び調達・補助金等関係職員数調査表を作成し、それぞれ次の要領で陸上幕僚長に報告するものとする。
- ア 自衛官
- (ア) 報告時期
毎年、4月1日現在を4月20日まで、8月1日現在を8月20日まで
- (イ) 報告要領
別紙第2、別紙第3及び別紙第5により報告
- イ 事務官等
- (ア) 報告時期
毎年、4月1日現在を4月20日まで
- (イ) 報告要領

別紙第2、別紙第4及び別紙第5により報告

5 調達・補助金等関係職員を指導監督する者との連携

- (1) 各部隊等の長は、第3項第3号の規定により3年以上同一職務に従事している調達・補助金等関係職員が所属する部課等の長に、当該職員の指導・監督等に遺漏なきよう努めさせるものとする。
- (2) 陸上自衛隊会計監査規則（陸上自衛隊達第14-1号（34.3.3））第11条に規定する被監査機関の長は、会計監査の受検に際し、3年以上同一職務に従事している調達等関係職員の名簿を業務概況書に添付し、監査官に提出する。

別紙第 1

同一職務に 3 年以上在職する調達・補助金等関係職員の名簿
(防衛大臣が補職又は承認する職に補職されている調達・補助金関係職員)

(令和 年 月 日現在)

現補職	級又は 階級	氏 名	現在の主要職務	現補職への 発令年月日	補職替え等が困難な事情	備 考

- 注： 1 この名簿は、第 4 項第 1 号に基づき陸上幕僚長に報告する必要がある者について記載する。
2 現在の主要職務については、原価計算、検査、物品の発注等のように分かりやすく記載する。

別紙第 2

同一職務に 3 年以上在職する調達・補助金等関係職員の名簿

(令和 年 月 日現在)

現補職	級又は 階級	氏 名	現在の主要職務	現補職への 発令年月日	補職替え等が困難な事情	備 考

注：1 この名簿は、基準日（自衛官においては 4 月 1 日及び 8 月 1 日、事務官等においては 4 月 1 日）において同一職務に 3 年以上勤務している調達・補助金等関係職員について記載する。

2 現在の主要職務については、原価計算、検査、物品の発注等のように分かりやすく記載する。

同一職務に3年以上在職する調達・補助金等関係職員数調査表

(令和 年 月 日現在)

在職年数	3年以上～5年未満	5年以上～10年未満	10年以上	合計
陸将				
陸将補				
1等陸佐				
2等陸佐				
3等陸佐				
1等陸尉				
2等陸尉				
3等陸尉				
准陸尉				
陸曹長				
1等陸曹				
2等陸曹				
3等陸曹				
陸士長				
1等陸士				
2等陸士				
合計				

注：基準日（4月1日、8月1日）において、同一職務に3年以上勤務することになる調達・補助金等関係職員数を記載

同一職務に 3 年以上在職する調達・補助金等関係職員数調査表

(令和 年 月 日現在)

在職年数	3 年以上～5 年未満	5 年以上～10 年未満	10 年以上	合 計
指定職				
行（一） 10 級				
9 級				
8 級				
7 級				
6 級				
5 級				
4 級				
3 級				
2 級				
1 級				
行（二） 5 級				
4 級				
3 級				
2 級				
1 級				
その他				
合計				

- 注： 1 基準日（4 月 1 日）において同一職務に 3 年以上勤務することになる調達・補助金等関係職員数を記載
 2 その他の欄には行政職（一）又は行政職（二）以外の俸給表に該当する調達・補助金等関係職員について記載

調達等関係業務及び補助金等関係業務長期補職者現況調書

(ふりがな) 氏名	()	生年月日 (年齢)	昭平 年 (月 日生 歳)	階級	
現職			現補職 発令年月日	平成	年 月 日
現在の職務内容	(詳細な職務内容を記載)				
	(該当する業務についてチェック（複数可）すること。)				
	☐ 調達要求書作成（仕様書作成含む。） ☐ 業者資格審査及び登録				
	☐ 予定価格算定 ☐ 原価監査 ☐ 契約先選定及び契約締結				
	☐ 監督及び検査 ☐ 代金支払 ☐ 調達等関係書類保全管理				
	☐ 補助金の交付に關係する業務				
補職替えが困難な事情（詳細）	☐ 自衛隊又は駐留軍の行為に係る損失の補償又は損害の賠償に關係する業務				
	☐ その他、上記の業務に密接に關係する業務				
	令和 年 月 日 予定				
					
					
					
					
					
※ 補職替え等予定時期が報告後半年以内の場合は、補職替え等が困難な事情（詳細）及び右欄の具体的措置は記載する必要なし。					

長期補職解消の具体的な処置

注 記入後は、個人情報（注意）として取り扱う。